

# 行田市立西中学校

## いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、全職員が「いじめのない明るく楽しい西中学校であり続ける」という強い信念の下、いじめ防止等の対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために、「いじめ防止基本方針」を策定するものである。

## 1 いじめに対する共通理解

いじめ問題に取り組むにあたって、「いじめ」とは何か、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを全職員が十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組めるよう共通理解を図る。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にいうことなく、いじめられた児童生徒の立場に立っていうものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

### (2) いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめの未然防止のための取組

本校では、全職員が「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を持ち、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。生徒、保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

### (1) 生徒や学級の状況を知る

#### ① 教職員の気づきを基本とする

生徒や学級の状況を知るため、教職員が生徒と同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にする。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることを高めていく。

#### ② 実態把握

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。実態把握の方法として、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒のストレスに対する心理尺度等を用いた調査を用いる。

また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

### (2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を行う。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受けることから、教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた 温かい学級経営や教育活動を展開する。

#### ① 生徒達との信頼関係の構築

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があるため、教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努める。

#### ② 教職員の協力協働体制の構築

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくため、教職員が互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気醸成する。そのため、校内組織を有効に機能させ、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

### ③ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学校行事の実施

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに努める。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験を積ませるとともに、教職員が生徒に温かい声かけを行って、「認められた」という自己肯定感を高める。

### (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、様々なかわりを深める体験活動を充実させ、豊かな心を育成する。

#### ① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させるため、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

#### ② 道德教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道德の授業が大きな力を発揮することから、心根が揺さぶられる教材や資料、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みられるようにし、いじめの抑止につなげる。

### (4) 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

### 3 いじめの早期発見への取組

本校では、いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、全職員が生徒の些細な変化に気付き、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかな対応をするため、全職員が以下の取組を実践する。

#### (1) 教職員のいじめに気づく力を高める

##### ① 生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのために、人権感覚を磨き、生徒達の言葉をきちんと受けとめ、生徒達の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢で臨む。

##### ② 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒達に気付き、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高める。そのために、校内研修や実践を通して、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

#### (2) 早期発見のための手だて

##### ① 日々の観察 ～「いじめに苦しんでいる生徒がいないか」を意識する～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「いじめに苦しんでいる生徒がいないか」を意識し、生徒達と共に過ごす時間を大切にする。

また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

##### ② 観察の視点 ～集団を見る視点～

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

##### ③ デイリーライフの活用 ～コメントのやりとりから信頼関係をつくる～

デイリーライフに生徒の気持ちを書かせることで、担任と生徒が日頃から人間関係を深め、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

#### ④ 教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気をつくる～

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃気軽に相談できる環境をつくり、教職員と子どもたちの信頼関係を築く。

また、全校生徒を対象とし教育相談週間として相談室を開放し、ボランティア相談員に待機していただき生徒の相談窓口を開設する。

#### ⑤ いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時に配慮する～

実態に応じて随時実施する。また、学期途中で1回以上のアンケートを実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識をもつ。

### (3) 相談しやすい環境づくり

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられるので留意する。

#### ① 本人からの訴えには

##### ●心身の安全を保障する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。

##### ●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

#### ② 周りの生徒からの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

●「よく言ってきたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

#### ③ 保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くよう努める。

- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくよう努める。
- 生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあるので、保護者の気持ちを十分に理解して接するようにする。

## 4 いじめの早期解決への取組

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

### (1) いじめ対応の基本的な流れ

#### いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対策委員会」を招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）



#### 正確な実態把握

- 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

#### 指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

#### 生徒への指導・支援

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

#### 保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

#### 今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

### (2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。併せて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

#### ① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

## ② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生指担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

**把握すべき情報例** 要注意 生徒の個人情報、その取扱いに十分注意する

- ◆誰が誰をいじているのか？【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか【発生時期・期間】

### (3) いじめが起きた場合の対応

#### ① いじめられた生徒に対して

##### 生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

##### 保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

**いじめを訴えた保護者から 不信感をもたれた教職員の言葉**

- ・家庭での甘やかしが問題です。      ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・クラスにはいじめはありません。      ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

#### ② いじめた生徒に対して

##### 生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

## 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

### 平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・ いじめられる理由があるのだろう。                      ・ 学校がきちんと指導していれば…。
- ・ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

## ③ 周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

## ④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

## 5 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのため、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

### 《 いじめ防止対策委員会組織 》

#### いじめ防止対策委員会

＜構成員＞

校長、教頭、主幹教諭、学年主任、  
生徒指導主任、生徒指導担当、  
教育相談担当、 養護教諭、  
スクールカウンセラー

＜調査班＞

教育相談担当

＜対応班＞

生徒指導委員会

#### 校内組織

＜生徒指導委員会＞

＜教育相談員委員会＞

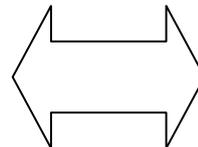
＜人権教育推進委員会＞

＜道徳教育部＞

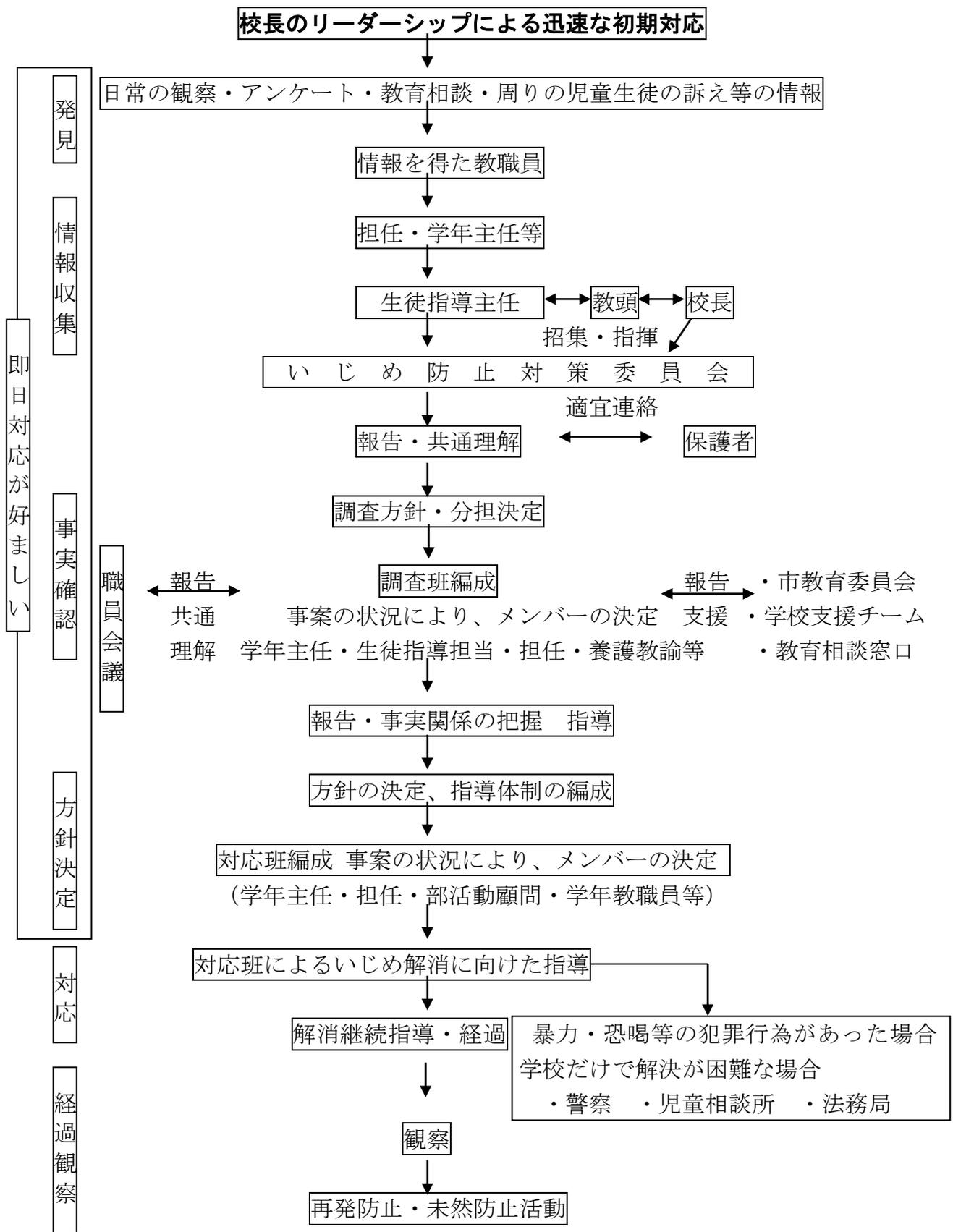
＜第一学年＞

＜第二学年＞

＜第三学年＞



## <重大ないじめが起こった場合の組織的対応の流れ>



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

#### **生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合**

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。



## 7 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関と緊密な連携を図って対応する。そのために、日頃から管理職や生徒指導担当の教員を中心として、学校や地域の状況についての情報交換を密にとっておく。

### (1) 監督官庁との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

### (2) 出席停止・転学退学措置

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行う。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生徒指導委員会が連携し、出席停止等の処分を校長の判断で検討する。

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応する。

保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

### (3) 警察との連携

行田警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

### (4) その他関係機関等との連携

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

## 8 インターネットを通して行われるいじめへの対策

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を図る。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

### (1) 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

#### 保護者会等で伝えること

##### 〈未然防止の観点から〉

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

##### 〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

#### 情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

##### 〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

## (2) 早期発見・早期対応のために

### 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多いため、警察等の専門機関と連携して対応する。

### 書き込みや画像の削除に向けて

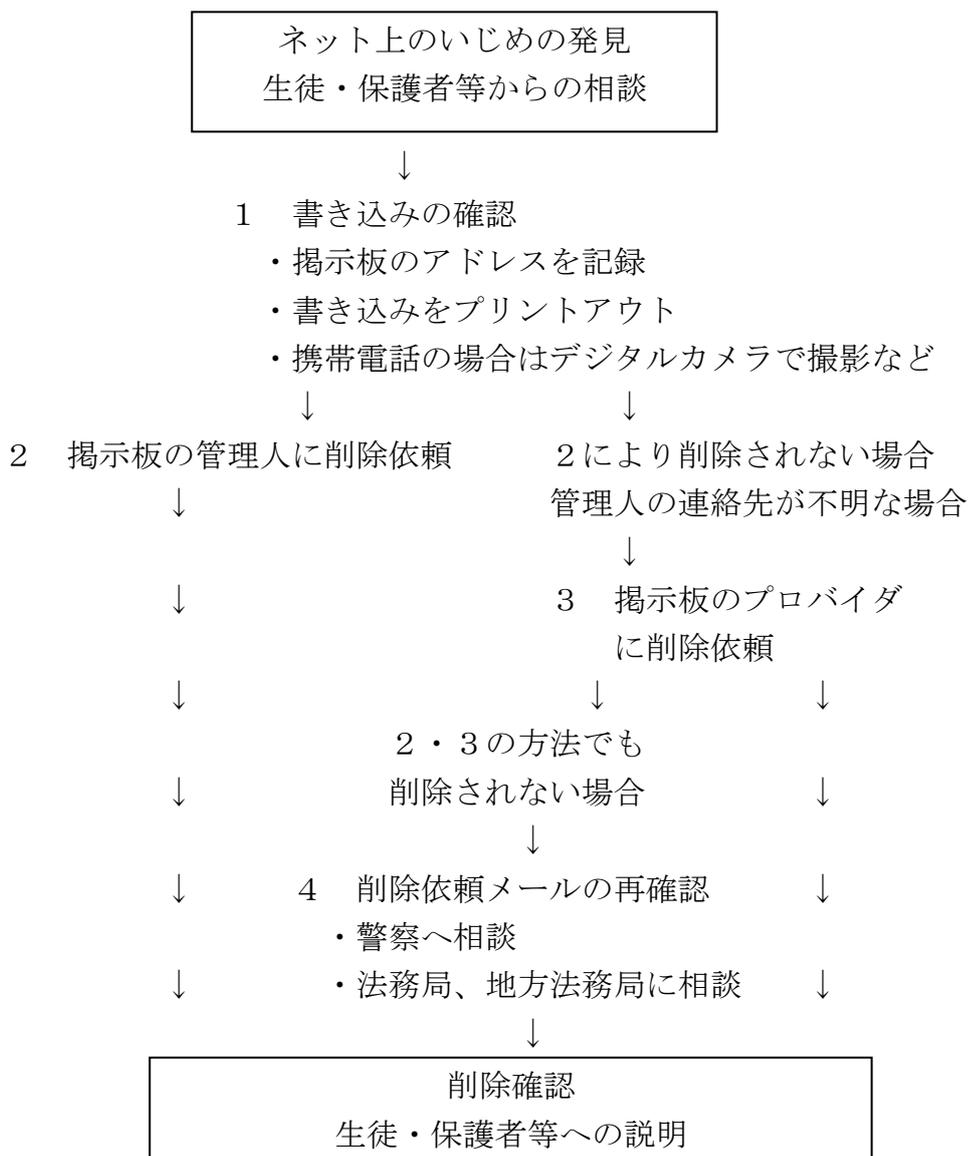
被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

※学校非公式サイトでの削除も同様

#### 〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

### 書き込み等の削除の手順



## **チェーンメールの対応**

### **〈指導のポイント〉**

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

### **【チェーンメール転送先】**

(財)日本データ通信協会メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>